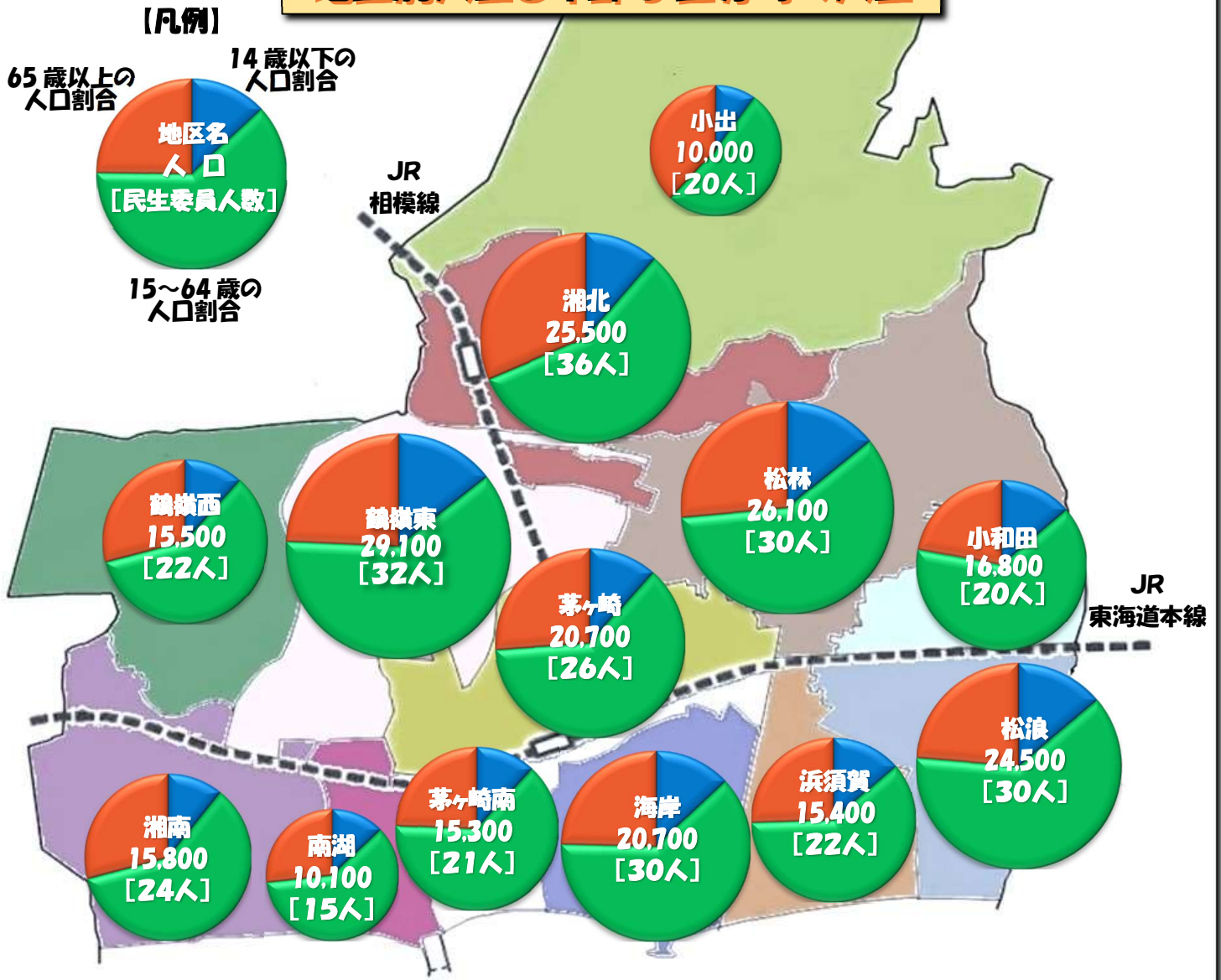


地区別人口と年齢3区分毎の人口

(2021/10/1現在)



【茅ヶ崎市役所からのお知らせ】

相談先がパワーアップ予定です！～令和4年4月から～

地域の身近な相談先である民生委員・児童委員をはじめ、茅ヶ崎市にはどなたでも相談できる相談機関があります。それぞれ専門性は異なりますが、どの機関も「最初の相談先」としてあなたのお悩みを伺います。



どこに相談しても大丈夫ぞよ！

<p>【新設】福祉政策課 総合相談担当（仮称）</p>	<p>市役所の福祉政策課（分庁舎2階）に福祉のよろず相談担当として総合相談担当（仮称）を新設予定です。「どこに相談したらよいかわからない」「困りごとがたくさんあって整理がつかない」など相談先に悩むような相談をお受けするとともに、いわゆる「制度・分野のはざま」支援の専門機関となります。</p>
<p>【機能強化】 地域包括支援センター</p>	<p>地域包括支援センターは、これまで主に高齢者の相談に応じていました。今後は、高齢者だけでなく児童や障がい等の分野を問わない総合相談もお受けします。地域包括支援センターは各地区（市内13か所）に設置されており、専門職（保健師等・主任介護支援専門員・社会福祉士等）がチームで生活上の困りごとなど、様々な相談をお受けしています。どなたでもお気軽にご相談いただけます。</p>